

## 「岡山の就労応援団」登録制度実施要項

### (目的)

第1条 卒業後、企業等での就労による社会自立をめざす特別支援学校の生徒の「働く力」をより一層育成し、職業教育・就労支援の充実を図り、特別支援学校におけるこれまでの産業現場等における実習に加え、中学部における職場体験や、地域と連携した地域型実習を県内全域で推進できるよう、より多くの企業に応援いただける制度として「岡山の就労応援団」を構築することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要項において、次の各号に定める用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 職場見学

主に中学部・高等部の生徒を対象とし、職場や仕事などの半日程度の見学をいう。

#### (2) 中学部の職場体験

中学部を対象とし、実際の企業等で行う3日間程度の職場体験をいう。

#### (3) 授業・校内の作業学習への指導・助言

特別支援学校における授業や校内作業学習に対して、企業等による専門的な立場からの指導・助言をいう。

#### (4) 地域型実習

主に高等部を対象とし、年間を通じて定期的（例：週1～月1回）に企業や地域等において行う、社会からの学びを重視した学習をいう。

#### (5) 産業現場等における実習

主に高等部を対象とし、企業等において、一定期間（1～3週間程度）、職場での生活や仕事を通して、社会に通用する働く力を育てる学習をいう。

#### (6) 雇用促進

雇用を前提とした実習を受け、雇用につながることをいう。

### (応援内容)

第3条 この要項に定める登録制度は、「岡山の就労応援団」とし、応援内容は次のいずれかに該当する場合とする。

#### (1) 職場見学への協力

#### (2) 中学部の職場体験(3日程度)への協力

#### (3) 学校の授業・校内の作業学習への助言・指導

#### (4) 地域型実習への協力(週1～月1回等)

(5) 産業現場等における実習への協力(1～3週間)

(6) 雇用促進

### (参加申し込み)

第4条 前条の応援をしようとする企業等は、「岡山の就労応援団」登録申込書(様式第1号)を、県教育庁特別支援教育課又は協力する特別支援学校長に提出する。

「岡山の就労応援団」登録申込書を受理した特別支援学校長は、応援内容を確認の上、県教育庁特別支援教育課長に提出する。

### (登録内容の変更・辞退)

第5条 「岡山の就労応援団」に登録した企業において、登録内容の変更又は辞退をする場合は、「岡山の」就労応援団」登録内容変更・辞退届書(様式第2号)を、県教育庁特別支援教育課又は協力する特別支援学校長に提出する。

「岡山の就労応援団」登録内容変更・辞退届書を受理した特別支援学校長は、応援内容を確認の上、県教育庁特別支援教育課長に提出する。

### (その他)

第6条 この要項に定めるもののほか、この要項の実施に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附則

この要項は、平成25年5月20日から施行する。

#### 附則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。